

介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防型通所 重要事項説明書

< 令和 6年 6月 1日 現在 >

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5626-0130

担当 通所型サービス 生活相談員 松元 一樹 渡邊 美樹

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 事業の目的・運営の方針

事業の目的	社会福祉法人あそか会が開設する亀戸高齢者在宅サービスセンターが行う介護予防・日常生活支援総合事業介護予防型通所(以下「介護予防型通所」という)の事業の適正な運営を確保する為人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者が要支援等にある利用者に対し適正な通所型サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	① 介護予防型通所については、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるよう働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。 ② 事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、効果的・効率的な総合的サービスの提供に努めるものとする。

3. 当施設の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

施設名称	亀戸高齢者在宅サービスセンター
所在地	東京都江東区亀戸4-21-13
介護保険指定番号	介護予防生活支援サービス事業 (東京都 1370802538号) 通所介護サービス
サービスを提供する対象地域	江東区にお住まいの方

(2) 営業日・時間・利用定員

月～土	営業時間 … 午前8時45分～午後5時45分
	サービス提供時間 … 午前10時30分～午後3時00分
休業日	日曜日及び年末年始(12月30日から1月3日まで)
利用定員	10名

(3) 施設の職員体制

管理者	1名	他職種と兼務可能
生活相談員	1名以上	他職種と兼務可能
介護職員	1名以上	他職種と兼務可能
看護職員	1名以上	他職種と兼務可能
機能訓練指導員	1名以上	他職種と兼務可能
栄養士	1名	

4. サービス内容

- ① 送迎 … 送迎を必要とする利用者様に対し送迎サービスを提供いたします。
- ② 食事 … 正午に昼食、午後2時から2時30分の間にはおやつを提供いたします。
- ③ 入浴 … 希望により介助浴槽・特殊浴槽での入浴をすることができます。
- ④機能訓練 … 日常生活を営むのに必要な機能の衰えを防ぐ為の機能訓練を行います。
- ⑤生活相談 … 介護以外の日常生活に関することも含めて相談できます。

5. 料金

(1) 利用料金

- ・ 介護予防型通所 事業費 ※ 江東区総合事業費単価（別紙料金表参照）
- ・ 食費(おやつを含む) …… 1日 800円(全額自己負担)
- ・ 上記の他、おむつ代など
ご負担して頂く事が適当と認められる費用は自己負担となります。

(2) キャンセル料

利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 利用日の前日午後5時45分までにご連絡いただいた場合	無料
② 利用日の前日午後5時45分までにご連絡がなかった場合	1日の自己負担相当分

*日曜日、年末年始は休業日ですので、休業日の翌日をご利用日の場合はご注意ください。

*上記②の「1日の自己負担相当分」とは別紙「料金表」の『利用料金(1回につき)』の金額です。加算は含まれません。

*上記②のキャンセル料は、食費等を含みます。

※食事を召し上がらない方は食費分のキャンセル料は発生せず、介護保険ご負担額のみキャンセル料となります。

(3) 支払方法

毎月、月初め頃に前月分の請求をいたします。

お支払いは、お客様(ご家族様含む)の銀行口座(ゆうちょ銀行を含む金融機関)から自動振込を行いません。手続きが完了するまでは窓口等で現金でのお支払いをお願いします。自動振込日は引落口座により異なります。申請時にご確認ください。確認ができ次第、領収書をお渡しいたします。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

担当のケアマネジャーや地域包括支援センター職員とご相談いただきお申し込みください。契約締結の後、個別サービス計画を作成いたしましてサービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ **利用者様**が施設入所された場合
- ・ **利用者様**が要介護認定区分が、要介護と認定された場合
- ・ **利用者様**がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、**利用者様**ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、**利用者様**は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ **利用者様**が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、**利用者様**が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、**利用者様**が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または**利用者様**やご家族などが**当事業所**や**当事業所の職員**に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

7. サービス利用に当たっての留意事項

- ・ 体調の確認 ご利用日の当日、またはその前後の日の体調に変化がみられた場合、ご面倒でも職員にお知らせ**ください**。
なお、**利用者様**がコロナウイルス・インフルエンザ及びノロウイルス等の感染症の疑いがあると**事業所**が判断した場合は、感染拡大防止を理由に体調が回復するまで、ご利用をお断りすることがあります。
- ・ 内服の確認 特にご利用中に服用されるお薬について、内容に変更が生じた場合は、必ず職員にお知らせ**ください**。
- ・ 送迎の時間について **利用者様**の送迎時間は予め、決めさせていただきますが、道路事情による若干の遅延はご了承**ください**。

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び**利用者様**ご家族に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

※緊急連絡先及び主治医 【契約書別紙】記載通り

9. 非常災害対策

- ・ 災害時の対応 自動通報装置にて、消防署等関係施設に連絡
- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火栓、消火器等設置しております
- ・ 防災訓練 年2回以上実施
- ・ 防火管理者 **松元 一樹**

10. 秘密保持等

- ① **事業所**及び職員は**利用者様**へサービスを提供する上で知り得た秘密や情報は、医療上、緊急の必要性がある場合など正当な理由無く第三者に漏らしません。なお、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

- ② **利用者様**及びそのご家族に関する個人情報について、サービス担当者会議等に用いる場合は、「介護予防・日常生活支援総合事業利用にかかる情報提供同意書」の署名又は文書成立の真正を証明する代替え手段を以て同意を得たこととします。

1 1. 事故発生時の対応

- ① 当**事業所**のご利用にあたり事故が発生した場合には、市区町村、当該利用者様のご家族、利用者様に係る地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、**当事業所**の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合はその損害を賠償します。
- ② 前項の事故の状況及び事故に際して執った処置について記録いたします。

1 2. サービス内容に関する相談・苦情

- ① 当事業所利用者様相談・苦情担当

担当 生活相談員 **松元 一樹** **渡邊 美樹** 電話 03-5626-0130

- ② その他

当**事業所**以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

江東区介護保険課

在宅支援係介護サービス利用相談 電話 **03-3647-9099**

東京都国民健康保険団体連合会

相談指導課 電話 **03-6238-0177**

1 3. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

【実施の有無】

有 ・ 無

直近の実施日	
評価機関名称	
評価結果の開示	

1 4. 虐待の防止について

当**事業所**は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の通り必要な措置を講じます。

- ①虐待の防止に関する責任者を選定します。 (責任者：管理者 **松元 一樹**)

②**利用者様**及びその家族からの苦情解決体制を整備します。

③従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するために研修を実施します。

④サービス提供中に、当**事業所**職員又は養護者（利用者様のご家族等、現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市区町村へ通報します。

15. 業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 当事業所について

当事業所は、社会福祉法人あそか会が運営しています。

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

通所型サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

亀戸高齢者在宅サービスセンター

管理者 松元 一樹

説明者 _____

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要な事項の説明を受け同意をしました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

代筆者 住所

氏名

続柄